

第3章

草津川跡地利用の基本条件

3-1 土地所有区分

1) 土地所有区分

草津川跡地のうち、琵琶湖からメロン街道までの約 1.3 km の区間は河川敷(琵琶湖)のまま残されています。それより上流の約 5.7km の区間が廃川となり、国から滋賀県に譲渡され、主に滋賀県の普通財産として管理されています。

その他の土地所有としては、草津川跡地にある国道、県道、市道、JR 琵琶湖線があり、それぞれの管理者が所有しています。

また、メロン街道付近から浜街道付近の北側の一部に民有地(堤外民有地)が存在しています。

表 3-1 土地所有区分

土地所有	面積
滋賀県普通財産	約 32ha
国道、県道、市道、JR など	約 6ha
堤外民有地	約 2ha
草津川跡地全体	約 40ha

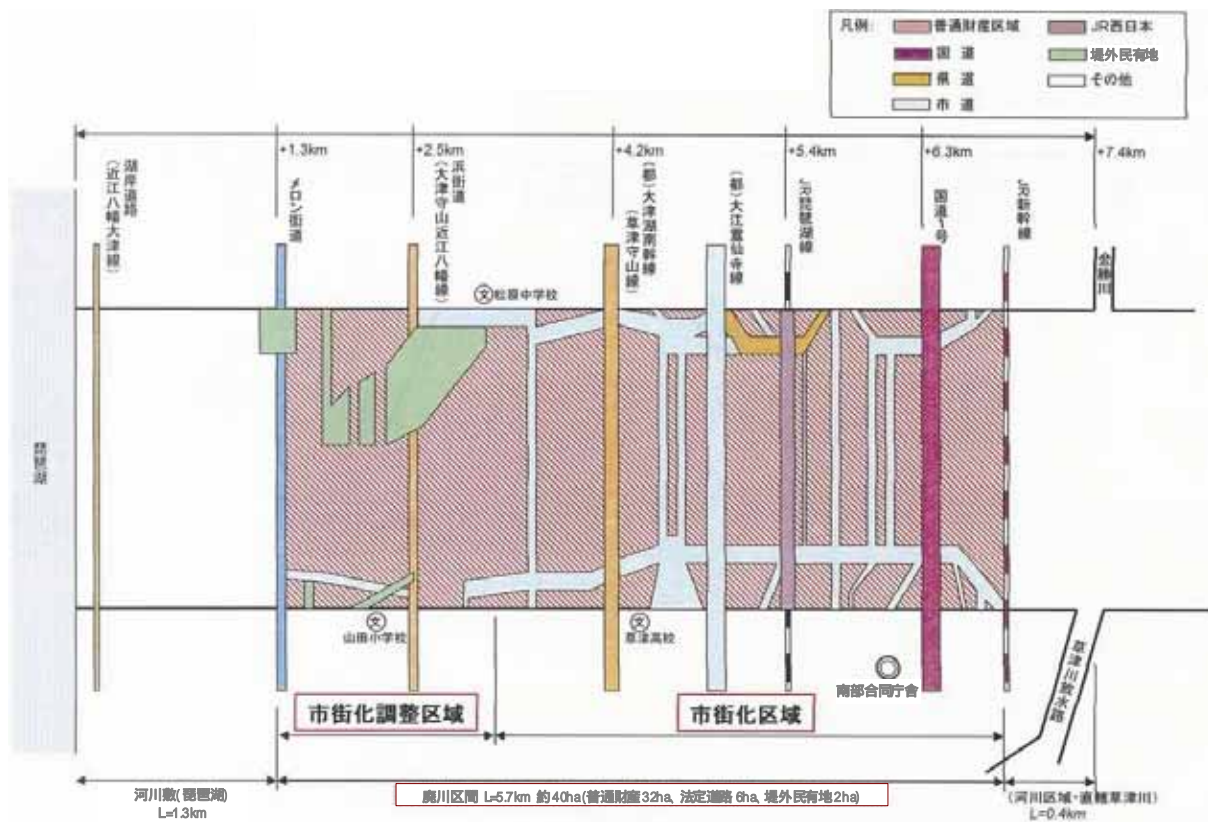


図 3-1 草津川跡地管理区域(模式図)



図3-2 堤外民有地状況など

2) 暫定利用

草津川跡地の整備計画が実施されるまでの間、散在性ごみや雑草の繁茂を抑止するため、管理協定のもと地域住民と行政の協働により暫定的に草津川跡地の有効活用と適正な維持管理が行われています。

対象となっている区間はメロン街道（市道下物下笠山田線）から JR 東海道新幹線の間約 5.7km で、花壇や植栽、環境学習やゲートボールのための場所、多目的広場などとして利用されています。ただし、近隣住民への迷惑行為、排他独占的な使用、大規模な地形変更（法面掘削など）、永久工作物の設置は認められていません。また、年間一定回数以上の区域内の環境美化活動（空き缶等の散在ゴミの収集、清掃、草刈りなど）も実施されています。

これらの活動に対する支援として軍手、鎌、熊手、箒などの清掃や草刈りに必要な物品の支給（貸与）や管理協定に基づく活動が行われていることを示す表示板の設置がなされています。

活動を希望する団体は、県（市）との管理協定を結びます。管理実施計画書を県に提出し、「草津川廃川敷地の管理・活用に係る運営委員会」において活動内容が審査されます。

表 3-2 草津川跡地管理協定の状況

団体名	活用内容	承認面積 (m^2)	協定締結 面積(m^2)	協定期間	協定場所
大路区 町内会連合会	スポーツを通しての住民 交流・健康増進に活用	4,020 m^2	4,020 m^2	H22.12.28 ~ H24.12.27	国道 1 号上よりやや下流の 草津川橋から下流へ約 200 mまでの範囲
NPO法人 子どもネットワ ークセンター 天気村	子どもを対象とした冒険 広場、環境学習(菜園) 芸術空間の場	2,500 m^2	2,500 m^2	H22.12.28 ~ H24.12.27	国道 1 号より上流へ約 100m の範囲
NPO法人 あかるくする会	フットサル広場などに活 用	1,200 m^2	1,200 m^2	H22.12.28 ~ H24.12.27	草津川マンボから下流へ 約 60mの範囲
草津市観光 ボランティア ガイド協会	中山道・草津川の渡しを 蘇らせる活動に活用(散 策路の設置)	1,400 m^2	1,400 m^2	H22.12.28 ~ H24.12.27	「NPO法人 あかるくする 会」の協定場所の下流部約 70mの範囲
草津市 ゲートボール 協会	ゲートボールを通しての 中高年の体力増進、交 流の場	960 m^2	960 m^2	H22.12.28 ~ H24.12.27	野村運動公園前の廃川敷地
新屋敷自治会 手島グループ	除草管理のみ	2,250 m^2	2,250 m^2	H21.7.4 ~	国道 1 号と東海道新幹線の 中央部の右岸側(栗東市)
新屋敷自治会	自治会行事、グラウンドゴ ルフ、軽スポーツ、子ども 会事業	2,760 m^2	2,760 m^2	H22.12.28 ~ H24.12.27	
上笠町 第 3 町内会	グラウンドゴルフを通して地 域住民の交流促進に活 用	1,400 m^2	1,400 m^2	H22.12.28 ~ H24.12.27	大津湖南幹線砂川大橋下流 部砂原天神社前の廃川敷地
出屋敷団地 町内会	自治会活動の多目的広 場	3,200 m^2	3,200 m^2	H22.12.28 ~ H24.12.27	上笠 3 丁目と木川町の間 の廃川敷地
老人クラブ 永寿会	グラウンドゴルフを通して の住民交流・健康増進に 活用	1,875 m^2	1,875 m^2	H22.12.28 ~ H24.12.27	「大路区町内会連合会」の協 定場所から下流へ約 70mの 範囲

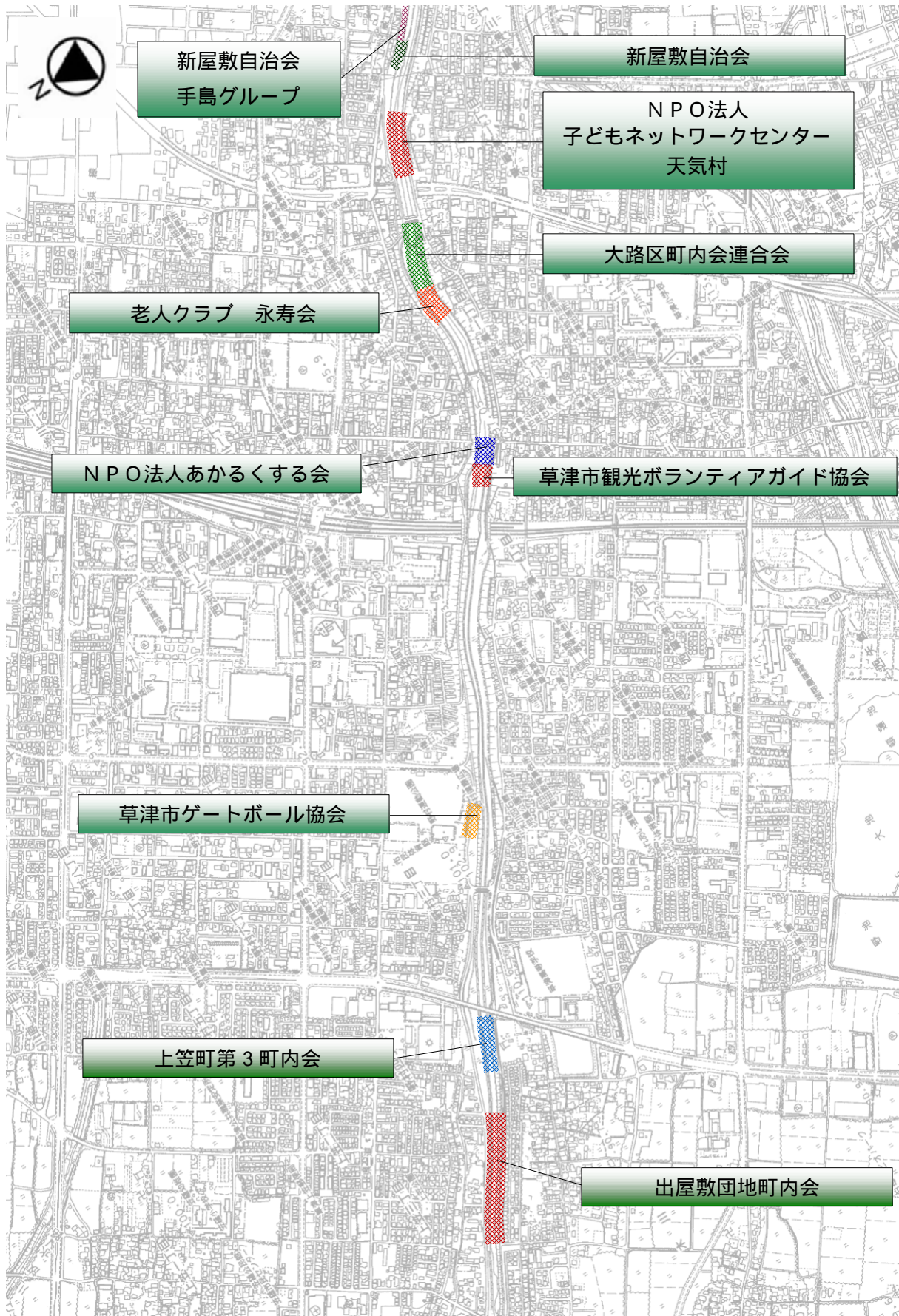


図 3-3 管理協定場所位置図

3-2 現況特性の整理と課題

1) 現況特性の整理

「草津川廃川敷地整備基本計画」においてゾーニングされた6つの区間について、それぞれの区間の土地利用の特徴と現状の課題を整理しました。

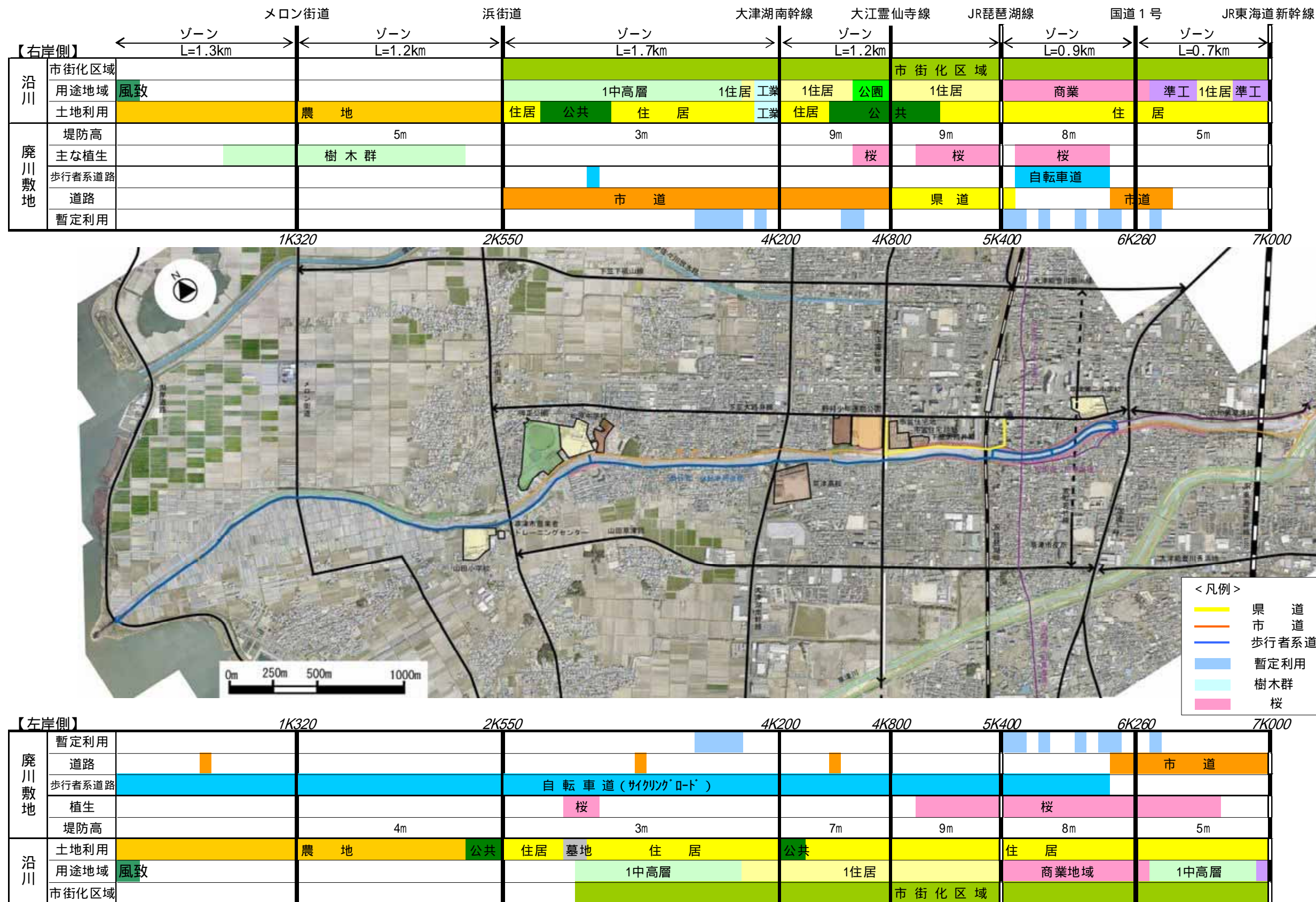


図 3-4 草津川跡地および沿川の現況特性図

2) 区間毎の特性と課題

基本構想では、「草津川廃川敷地整備基本計画」においてゾーニングされた6つの区間（ゾーン～ゾーン）について、社会要請や現況土地利用特性などを再度整理し、3つのゾーン（Aゾーン、Bゾーン、Cゾーン）と6つの区間（区間～区間）に区分しています。（詳細は「第4章 草津川跡地利用基本構想 3）3つのゾーンと6つの区間 P53」及び「図4-14 草津川跡地利用の基本方針 P57」参照）

区間～区間 について、区間毎の土地利用の特徴、現状の課題、堤防整備の方向性について整理しました。

区間 の特性と課題

（湖岸道路～メロン街道）

(1) 区間 (湖岸道路～メロン街道)

土地利用の特徴

この区間は河川法に基づき滋賀県が管理しています。左岸堤防は歩行者・自転車道として整備されていますが、右岸堤防には道路はありません。そして右岸部の一部区間に樹木群が形成されています。河道部は雑草が繁茂し、近寄り難い印象となっています。

現在は水の流れはなく、水質が悪化している現状です。また、一部に堤外民有地が存在します。沿川については農地としての利用がほぼ全域を占めています。その大半はビニールハウス群です。

現状の課題

この区間が抱える課題としては、河川区域であり利活用が制限されるという点があげられます。また、歩行者・自転車道は整備済みであるものの、車でのアクセス性が悪い現状があります。

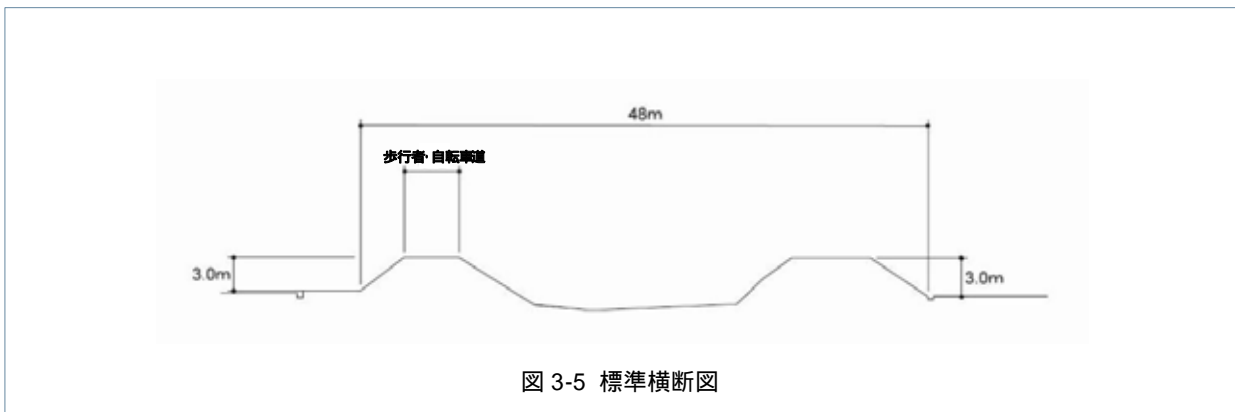
また、ピオトープとして保全・再生するためには整備が必要となります。

さらに沿川に住居がないことから、不法投棄などの環境面、防犯面などの問題も懸念されています。農地への害虫・害鳥の問題があり、樹木を植栽する場合にも配慮が必要です。

堤防整備の方向性

道路(歩行者・自転車道および横断する車道)として利用されている区間の堤防を除去する場合は、道路の機能復旧が必要となります。市民アンケートの結果では、沿川住民の中で堤防を「部分的に残す」という意見が最も多いことがわかりました。

河川区域の扱いを含め滋賀県と協議しながら方向性を決める必要があります。





河川状況(湖岸道路から上流側を望む)



高砂橋(湖岸道路)



歩行者・自転車道、河川状況



沿川のビニールハウス群



河川状況(中島橋から上流側を望む)



中島橋



沿川からの堤防状況



歩行者・自転車道



河川状況、樹木群



歩行者・自転車道



沿川のビニールハウス群



沿川からの堤防状況

図3-6 現状写真(区間)

区間の特性と課題

(メロン街道～浜街道)

(2) 区間 (メロン街道～浜街道)

土地利用の特徴

左岸堤防は歩行者・自転車道として整備されていますが右岸には整備された道路はありません。また、右岸部に樹木群が形成されています。河道部は雑草が繁茂し近寄り難い印象です。さらに区間内には堤外民有地が多く存在しています。

沿川は主に農地として利用されており、農村集落が点在しています。特に左岸側はビニールハウス群が広がっています。

現状の課題

河道内に植生している樹木群は雑草とともに荒れた状態にあります。そのため、閉鎖的な環境となっており、不法投棄などの環境面、防犯面などの影響が心配されています。

環境学習の場として活用していくのであれば環境の改善が必要ですが、樹木を増やすことは害虫・害鳥の問題を生じさせる可能性があります。

さらに、沿川に農地が多いことから周辺地への配慮も求められます。歩行者・自転車道は整備済みですが、車のアクセス性が悪いという問題もあります。市民アンケートの結果でも、沿川住民の多くが道路整備を要望していることがわかりました。

堤防整備の方向性

この区間における堤防の高低差は5m程度となっています。

自然環境をどこまで保全するかによって堤防除去の方向性も異なります。道路(歩行者・自転車道および横断する車道)として利用されている区間の堤防を除去する場合は、道路の機能復旧が必要です。土地利用に合わせて堤防の適切な処置を行っていく必要があるといえます。

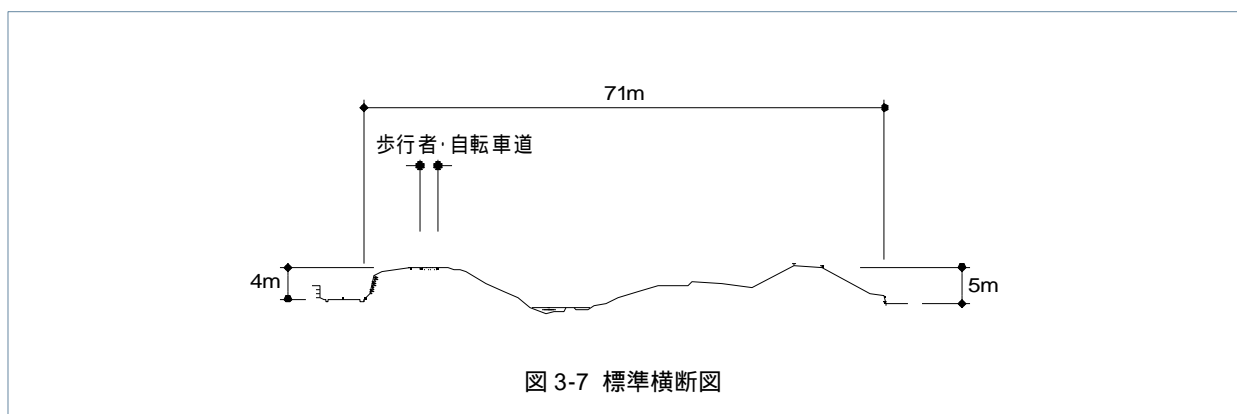


図 3-7 標準横断面図



図 3-8 現状写真(区間)

区間 の特性と課題
(浜街道～大津湖南幹線)

(3) 区間 (浜街道～大津湖南幹線)

土地利用の特徴

左岸堤防には歩行者・自転車道、右岸堤防には市道が通っています。区間内に特徴的な植生はありません。また、河道部の一部は暫定利用されています。

さらにこの区間でも堤外民有地が多く存在しています。右岸側の堤防道路は民地への進入路として利用されている区間が点在しています。

現状の課題

区間内にある弾正公園の駐車場が不足している状況が見られます。

堤防整備の方向性

この区域の堤防の高低差は3m程度です。

右岸は堤防道路が進入路となっている民地が点在しているため、堤防の除去は難しい状態です。そのため、上笠橋周辺は切下げに制約があります。一方、左岸では堤防の除去は物理的に可能です。

道路(歩行者・自転車道および車道)として利用されている区間については、堤防を除去する際、道路機能の復旧が必要です。

市民アンケートの結果によると、沿川住民からは「部分的に残す」という意見が最も多く聞かれました。

方向性としては土地利用に合わせて堤防の適切な処置を行っていくことが考えられます。

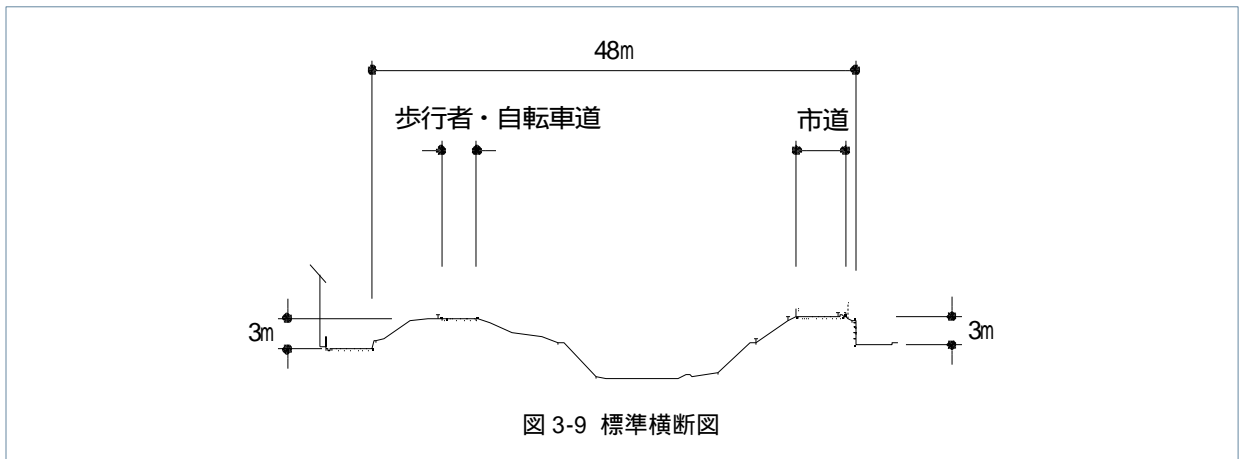




図3-10 現状写真(区間)

区間 の特性と課題
(大津湖南幹線～JR 琵琶湖線)

(4) 区間 (大津湖南幹線～JR 琵琶湖線)

土地利用の特徴

敷地の横断幅は 110m 程度と 6 区間の中で最も広がっています。左岸堤防には歩行者・自転車道、右岸堤防には市道が通っています。また、大津湖南幹線・大江霊仙寺線は堤防を切下げた平面道路として整備され、歩行者・自転車道は橋梁により立体交差しています。

両岸上流側には桜並木があり、河道部の一部は暫定利用されています。JR 横断部は、JR が用地を所有しているほか、大江霊仙寺線との交差部には小公園が整備されています。

沿川には学校・運動公園などの公共施設が隣接し、避難所としての機能が確保されています。周辺地域では平成 14 年度時点から大きな人口の増減は見られません。また、右岸側は、草津市等が所有する未利用地が連続して隣接しています。

現状の課題

未利用地が連続して隣接しているため、一体的な活用も視野に入れた検討が必要となります。

堤防整備の方向性

堤防の高低差は 9m 程度となっています。

JR 琵琶湖線付近を除く区間の堤防は除去が可能です。市民アンケートの結果では、沿川住民から「部分的に残す」という意見が最も多く聞かれました。

一方、道路(歩行者・自転車道および車道)として利用されている区間の堤防を除去する場合は、道路の機能復旧が必要です。また、堤防を除去した場合、桜の移植が避けられず、移植後に桜が根付く保証はありません。

総合的に判断して、土地利用に合わせて堤防を適切に処置する必要があります。

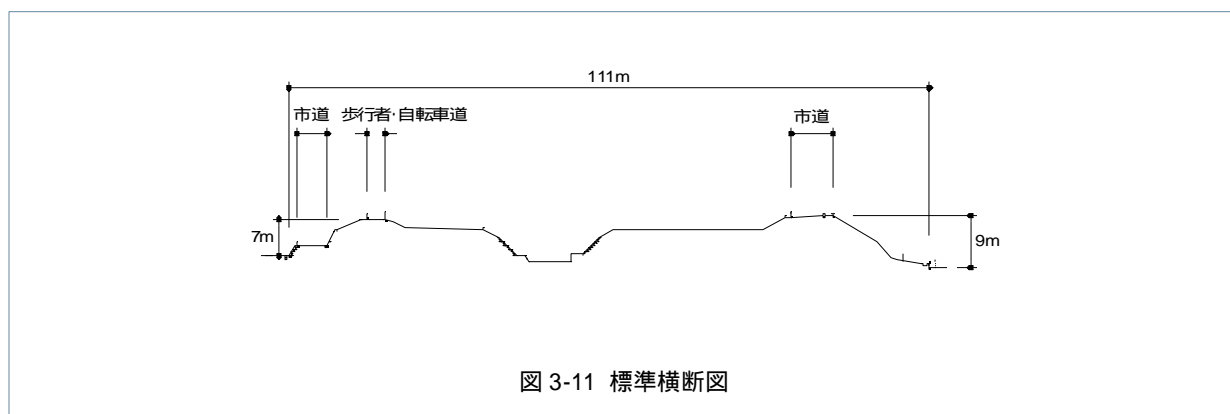




図 3-12 現状写真(区間)

区間 の特性と課題
(JR 琵琶湖線～国道1号)

(5) 区間 (JR 琵琶湖線～国道1号)

土地利用の特徴

右岸および左岸上流側堤防には歩行者・自転車道が通り、右岸下流側堤防には県道、草津川橋およびその上流側の両岸堤防には市道がそれぞれ通っています。両岸堤防沿いには桜並木があり、市民の憩いの場となっています。

また、河道部の一部は暫定利用されています。JR および国道横断部は、それぞれの事業者が用地を所有しています。そして、JR の敷地内に残るレンガ造りのトンネルは近代土木遺産として価値も高く、同じくこの区間に位置する草津川マンポとともに天井川のシンボリックな存在です。

この区間は中心市街地に位置し、右岸側は商業施設や集合住宅、左岸側は住宅系の土地利用が多く見られます。特に左岸側の地区は旧街道沿いの商店街を中心に古い街並みが残っています。

また、旧街道では宿場まつりをはじめとするイベントが定期的開催されています。

現状の課題

JR 琵琶湖線上は JR 用地、国道1号上は国道用地であるため、土地利用の制約があります。また、右岸堤防の県道は大型車が通行不可となっています。

人口の推移については、平成14年度から右岸側沿川(大路地区)では増加していますが、左岸側(草津学区)では減少しています。そして、左岸側の旧街道沿い商店街では、店舗が減少しています。

右岸上流側の JR 草津駅周辺では、平成14年度時点から人口が大幅に増加する一方で、都市公園・避難所が少ないという現状があります。

堤防整備の方向性

堤防の高低差は8m程度となっています。JR 琵琶湖線付近を除く区間については堤防を除去することも可能です。しかし国道1号交差部では国道管理者との協議・調整が必要となります。

また、道路(歩行者・自転車道および車道)として利用されている区間の堤防を除去する場合は、道路の機能復旧が求められます。さらに堤防を除去する場合は桜の移植が避けられませんが、桜を移植した場合、桜が根付く保証はありません。

市民アンケートの結果では、沿川住民から「部分的に残す」の意見が最も多くあげられています。

こうしたことから、JR 区間は除去が極めて困難ですが、それ以外の区間は土地利用に合わせて堤防の適切な処置を行う方向性が考えられます。

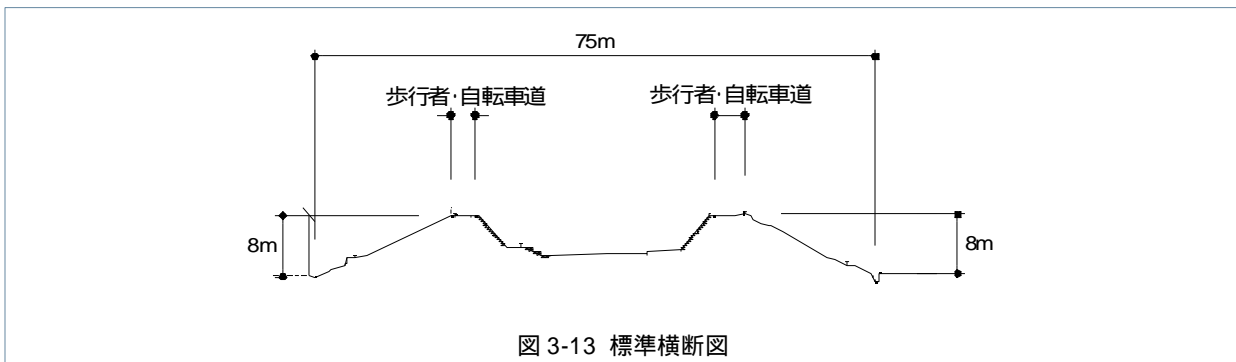


図 3-13 標準横断面図



図 3-14 現状写真 (区間)

区間 の特性と課題
(国道1号～JR東海道新幹線)

(6) 区間 (国道1号～JR 東海道新幹線)

土地利用の特徴

左岸堤防および右岸下流側堤防は市道が通っています。そして左岸堤防沿いには区間とあわせ連続的な桜並木があります。河道部の一部は暫定利用されています。国道横断部は、国所有の用地です。

また、JR 東海道新幹線より上流には草津川防災ステーションがあります。さらに左岸側の堤防道路は民地への進入路として利用されている区間があります。

沿川の利用は住宅地の割合が大きくなっています。また、上流側では工場・住宅・農地が混在しています。

平成14年度より、人口は全体的に増加傾向にありますが、周辺には都市公園・避難所がありません。

現状の課題

栗東市との行政区域界が廃川敷地内を通っているため、一体的な利用が困難になっています。また、国道1号上は国道用地であり、土地利用の制約があります。

堤防整備の方向性

この区間の堤防の高低差は8m程度となっています。

国道1号およびJR 東海道新幹線付近は各管理者との協議・調整が必要ですが、それ以外の区間の堤防は除去が可能です。

しかし道路(車道)として利用されている区間については堤防を除去する場合は、道路の機能復旧が必要となります。

市民アンケートの結果では、沿川住民の意見として「部分的に残す」という声が多く聞かれています。

土地利用に合わせて堤防の適切な処置を行うことが必要となります。

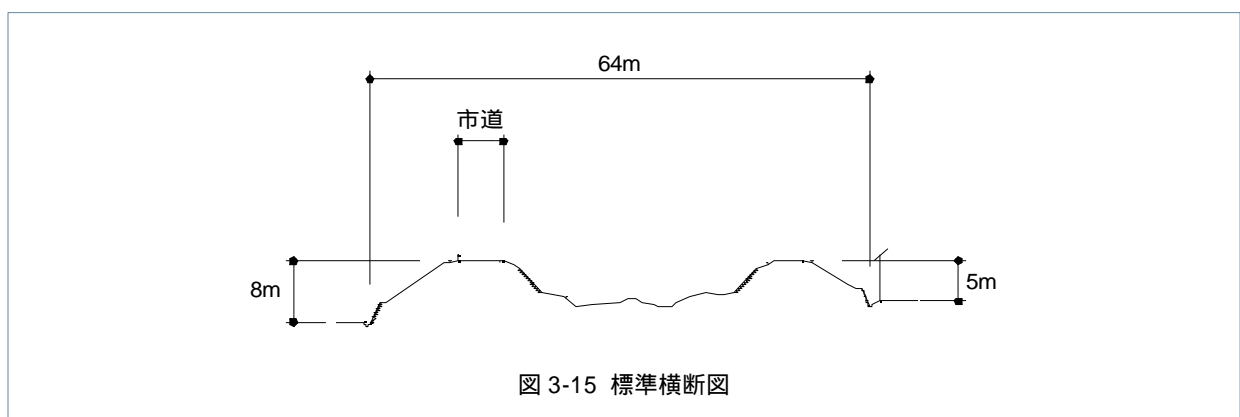




図 3-16 現状写真(区間)

3-3 市民ニーズの把握

基本方針を決めるにあたり、対象地域の現状や草津市民のみなさんのニーズおよび計画の課題を把握するため、市民アンケートを実施しました。

1) 調査の概要

表 3-3 調査の概要

調査名	『草津川廃川敷地の土地活用に関する市民アンケート調査』
調査の目的	草津市の大規模公共空間である草津川跡地のあり方について、市民の意見を把握し、本市の基本構想策定の参考にする目的で実施した。
調査対象者	平成 22 年 5 月 15 日現在で、本市に居住している 20 歳以上の市民
対象者の選定方法	「住民基本台帳」および「外国人登録原票」から、年齢、居住地域、男女別人口按分による無作為抽出により選定した。
調査期間	平成 22 年 5 月 29 日～平成 22 年 6 月 8 日
調査の方法	調査は無記名とし、アンケート用紙の郵送により行った。
配布票数	3,000 票
回収票数	1,019 票
回収率	34.0%

2) アンケート結果にみる市民意識

現在の草津川跡地の利用目的

現在の草津川跡地をどのような目的で利用するかを尋ねたところ、「花見」という意見が全体の約4割と最も多く、次いで「散歩」、「サイクリング」、「ジョギング」という回答が得られました。現在の草津川跡地は、市民の憩いの場としての役割を担っていることが伺えます。

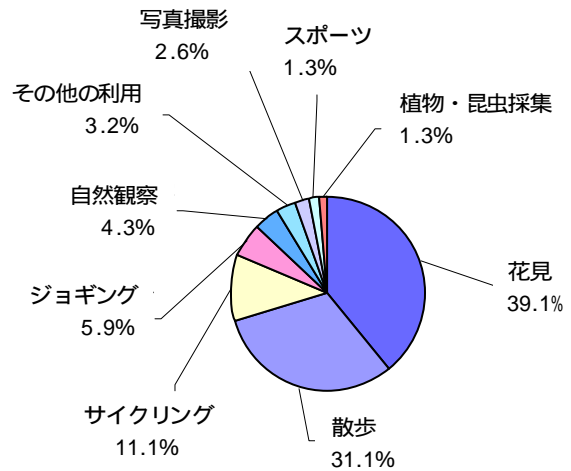


図 3-17 現在の草津川跡地の利用目的

草津川跡地の堤防に関する意識

草津川跡地に堤防があることについてどのように感じているかを尋ねたところ、34.1%が「良いと感じる」、15.8%が「悪いと感じる」と答えました。「良いと感じる」理由として「自然とのふれあい」、「文化交流」、「歴史・景観保全」などが上位を占めており、自然や景観面での一定の価値観が存在することが伺えます。一方、「悪いと感じる」理由としては「防災・治安」など生活に直結する不満を感じている人が多いことがわかりました。

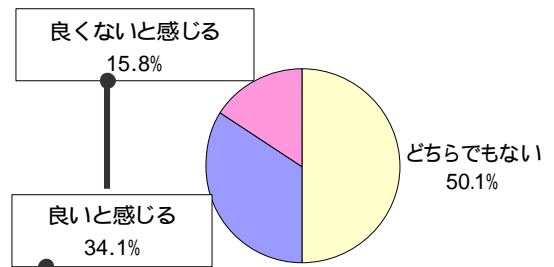
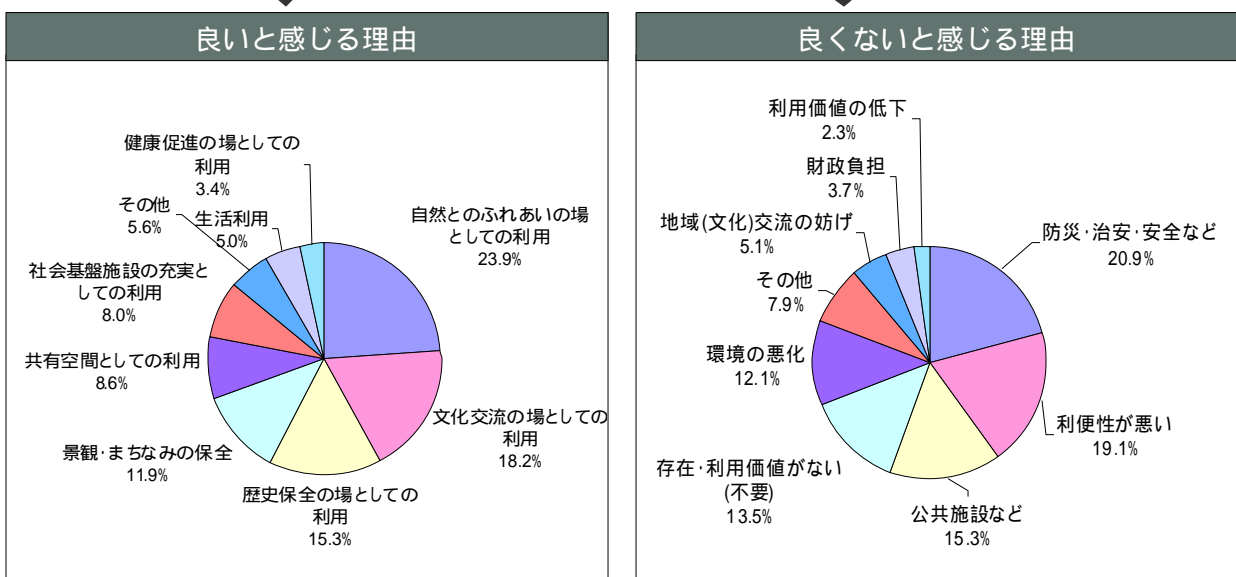


図 3-18 草津川跡地の堤防に関する意識



3-4 社会的ニーズの把握

草津市民のみなさんのニーズだけでなく、社会全体の余暇に対する価値観を把握することで、社会的ニーズにマッチした計画の策定を目指しました。

余暇活動参加率

全国または滋賀・京都の人々が余暇において『スポーツ部門』および『観光・行楽部門』でどのような活動に多く関わっているかを統計したデータ（資料：レジャー白書 2010）によると、全国、滋賀・京都とも、特別な器具を使わない屋外でのレクリエーションに高い参加率が集まっていることがわかります。

『スポーツ部門』

全国、滋賀・京都とも、「体操（器具を使わないもの）」、「ジョギング・マラソン」、「サイクリング、サイクルスポーツ」などが上位6位以内にランキング

『観光・行楽部門』

全国、滋賀・京都とも、「ピクニック、ハイキング、野外散歩」が上位5位以内にランキング

余暇に求める楽しみ・目的の変化

次の表は、人々が余暇に求める楽しみおよび目的の変化を示したものです。平成9年と平成22年の調査年時点での現在のニーズの結果を比べると、人々の余暇に対する価値観に様々な変化が生じていることがわかります。また、平成22年時点での現在のニーズと今後のニーズの数字を比較してみると、今後余暇における人々の需要が特に高まると考えられる項目は、「健康や体力の向上をめざすこと」、「社会や人のために役立つこと」、「ぜいたくな気分ひたること」、「実益（収入）に結びつくこと」であることがわかります。

表 3-5 地域別余暇活動参加率の特徴 <観光・行楽部門>

(単位：%)

		余暇に求める楽しみ・目的			
		現在のニーズ		今後のニーズ (B)	ニーズの比較 (A - B)
		平成9年	平成22年(A)		
1	心の安らぎを得ること	59.1	66.9	67.0	0.1
2	友人や知人との交流を楽しむこと	57.8	46.2	51.2	5.0
3	身体を休めること	48.5	52.3	50.8	-1.5
4	家族との交流を楽しむこと	42.8	45.2	50.4	5.2
5	健康や体力の向上をめざすこと	40.2	48.7	59.9	11.2
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
12	社会や人のために役立つこと	9.9	11.9	25.7	13.8
13	ぜいたくな気分ひたること	9.1	21.4	32.5	11.1
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
18	実益(収入)に結びつくこと	6.0	15.1	25.6	10.5

(参照：レジャー白書 2010 公益財団法人 日本生産性本部)